

普通株式、優先株式それぞれの1株当たりの残余財産分配金額

普通株式数を100株、優先株式数を10株とする。

残余財産の金額	普通株式1株当たりの分配金額	優先株式1株当たりの分配金額
①100円	0円	20円
②1,000円	0円	100円
③2,000円	0円	200円
④3,000円	10円	200円
⑤4,000円	20円	200円
⑥10,000円	80円	200円
⑦20,000円	180円	200円
⑧22,000円	200円	200円
⑨30,000円	272.73円	272.73円
⑩50,000円	454.55円	454.55円

注:

まず、上記①～③が、分配①「優先残余財産分配金」となる。この場合、普通株式には残余財産の分配は行われない。

優先株式に対する分配額が200円となる、残余財産の金額が2,000円の場合が、1つの閾値である。

次に、上位④～⑧が、分配②の(a)の場合である。

優先株式に対し分配①「優先残余財産分配金」を200円に達するまで支払った後、

さらに残余財産がある場合は、普通株式に対し分配金額が200円に達するまで、普通株式に対し残余財産の分配を行う。

優先株式、普通株式共に、分配金額が200円となる、残余財産の金額が22,000円の場合が、1つの閾値である。

上記⑨と⑩が、分配②の(b)の場合である。

優先株式、普通株式共に、分配金を200円に達するまで支払った後は、

さらに残りの残余財産については、平等に各株式に分配することになる。

この分配②の(b)の場合では、再残存残余財産の分配額計算に際しては、株式数は110株として計算する。

例えば上記⑨の場合で言えば、正しいと言うと語弊があるが一番スタンダードな計算式は、あくまで

両株式への分配額＝200円＋(30,000－22,000)÷110

であると考えべきであろう。

確かに、"30,000÷110"という計算をしても同じ答えになるが、それはどちらかと言うと検算用と考えるべきであろう。